

不利益を被るの は利用者

8月28日に第8回「介護
保険における福祉用具貸
与・販売種目のあり方検討
会（以下、あり方検討会）」
が開催され、①固定用ス
ロープ②歩行器③単点杖④
腋窓杖・クランチ（松葉杖）
⑤多点杖――について、貸
与と販売の選択制の導入が
検討された。

ポイント

- ①選択制に対し、職能の立場から、一貫して「貸与原則」の維持を主張
- ②選択制導入によって最も不利益を被る可能性が高いのは利用者
- ③継続して「更新研修の義務化」の必要性を訴えていく

全国福祉用具 専門相談員協会



岩元文雄 理事長

我々、全国福祉用具専門
相談員協会としては、職能
の立場から、一貫して「貸
与原則」の維持を主張して
いる。
そもそも介護保険制度に
おける福祉用具の給付につ
いては、介護保険制度が始
まる前の措置の時代において、
様々な課題があつたこと
を踏まえて検討が行われ、
結果として、身体状況
や介護度の変化、用具の機
能向上に応じて、適時・適
切な福祉用具を提供できる
ように「貸与を原則」とし
た経緯がある。

そこに立ち返れば、選択
制の導入が、この適時・適
切な福祉用具の提供によ
る「給付の最適化」を後退
させる懸念があり、そのこ
とによって、最も不利益を
被るのは利用者である可能
性が高いと言わざるを得な
い。

貸与・販売の選択制の導入に対し、「貸与原則」の維持を主張

廉価な用具は そもそも対象外

また、選択制の対象とな
るのは、販売価格が「比較
的廉価」とされている用具
との考えになつていて、が
本来、介護保険制度におけ
る福祉用具は、その範囲と
して「ある程度の経済的負
担があり、給付対象とする
ことで利用が促進されるも
の（一般的に低価格のもの
は対象外）」とされている。
つまり、廉価なものは、そ
もそも保険給付の対象にな
ないとの考えになつてい
る。

その前提が変わったとい
うことであれば、厚労省の
中に設置されている「介護
用品・購入して利用者の所有
物となった販売品の維持費
用などが発生することは容
易に想像される。また、販
売品不適合のまま使用し
続けることによる事故発生
の懸念などもある。こうし
た点を検証することなく、
検討が進められるのであ
れば、我々の立場上、選択制
の導入については賛成し
たい。

更新研修義務化 の必要性

令和5年度老人保健健康
増進等事業において、福祉
用具専門相談員の指定講習
カリキュラム見直しの検討
が進んでいる。こちらにつ
いては、社会環境の変化を
十分に踏まえつつ、PDC
Aと多職種連携の推進や利
用安全促進を中心とした
見直しが図られる方向だ。

一方で、現に従事してい
る福祉用具専門相談員を対
象とした研修機会について
も、あり方検討会において
指摘がなされているところ
であり、当協会としては繼
続して「更新研修の義務化
の必要性を強く訴えていき
たい。

我々の主張

2024年度介護報酬改定

全国福祉用具専門相談員協会